

第5回 橋本市水道事業審議会議事要旨

日時：平成30年8月29日（水）14時～15時50分

場所：橋本市役所 3階 委員会室

1. 開会

- ・事務局より、今回審議会の傍聴者は1名であることが報告された。

2. 会長挨拶

3. 議事

- ・事務局より、今回審議会の出席数は10名であり、委員の過半数を満たしており、審議会が成立することが報告された。
- ・審議会規程により、濱田会長が議長となり、以降の審議会を進行。
- ・議長より、議事録署名委員が選出された。山本委員、山下委員が選出された。
- ・事務局より、資料説明（1）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

委員：今回の料金改定検討の争点としましては、P28に記載されています検討方針、1点目は中長期的に老朽施設を更新していくために20%程度の料金改定が必要であること、2点目は今後、人口減少に伴い使用水量が減少するが、使用水量の減少に左右されにくい収益構造とするために基本料金で回収する割合を上げていくこと、3点目は基本水量内の不公平感の是正を図ることだと思えます。それらを満たす事務局が示す料金案というのがP13の基本水量7m³の②'案、P19の基本水量廃止した場合の②案と③案、あと前回審議会の8m³の②'案になると思います。小口使用者の料金増加割合が非常に高くなっているとして、市民生活への配慮がなされないのではというジレンマに陥っているように感じます。P16の計算例にもありますが、10m³の使用者で増加割合106.2%となり小口使用者には厳しい結果となっています。前回資料のP15に基本水量を現行10m³のままの試算結果がありますが、この場合10m³の使用者で増加割合34.8%に抑えられています。今回のP28に、一度の改定で料金体系の理想像を目指すことは困難であると記載されていまして、市民生活への配慮から基本水量を

見直すべきかどうかということは今一度考えた方がよいのではと思います。基本水量は将来的に見直す必要があると思いますが、ただ優先すべきことは20%改定を行い、老朽施設の更新を賄うための収入を得ることと人口減少に左右されにくい収益構造にするため基本料金に係る割合を増やすことであり、これらが橋本市水道事業の将来にわたっての持続の観点からは必要になってくると思います。

議 長：今回の料金改定の議論は、将来の施設の耐震化、更新を考えて、収益構造として20%収益を上げて、それらを整備の費用にあてるということが第1です。20%改定を行うに当たって、基本料金等の構造をどうするかというのは次の課題になります。その中で出た議論としては、現在の基本水量10 m³を下げるができるのではということで試算をすると、小口利用者の方に料金値上げの負担がかかるという結果になりました。そのため、基本水量はあまりさわずに議論したほうがよいのではという意見かと思います。

委 員：小口の人を重要視して、節水に協力しているという観点からも、できれば基本水量5m³として、ライフラインの重要性も考慮して、早急に老朽施設の更新や耐震化を図っていくのがよいと思います。

議 長：施設を維持するために、基本料金のウェイトをある程度高くして負担をしていただかなければならないという考え方のもと、基本料金の割合を増やす必要があるのではということと、基本水量を下げるということを、試算では同時には実現できないということの結果としては出てきているという状況ですね。

委 員：基本水量5m³で基本料金1,540円、従量料金が201円の案がいいのかなとも思うのですが。

議 長：この案ですと、基本料金の割合が現状の41%から30%になってしまうので、基本料金の割合を上げるという考え方とは相いれないという形になってしまいます。ここで求められているのはどういう考え方に立つかということですね。

委 員：基本水量の考え方については理解しています。ただ、料金改定20%と言われており、老朽化等への対策と書かれていますが、例えば何年間で対策を講じるのか、どれくらいの費用が必要なのか、本当に20%改定が必要なのかということをもう一度説明していただけないか。

事務局：第2回の資料をご覧いただきたいのですが、P16～P28になりますが、財政収支見通しという項目がございます。この中で施設の再構築のケースを3パターン示しておりまして、それぞれに必要な費用、必要な料金改定率を示しております。改定率については資金残高に視点を置き、約10億円を保つための改定率としています。

委員：20年間での試算としていますが、20年間は長すぎないのか、15年間でどうなのか、逆にもっと伸ばして25年間でみるべきであるなど、期間を違えた検討はされましたか。

事務局：前回も委員さんから5年間、10年間で考えてはどうかというご意見もいただいております、シミュレーションいたしました。資料としてはお配りしておりますが、今年度から浄水場の更新で多額の投資があることから、期間を短くしても20%程度の改定が必要であるという結果を得ています。

議長：25年間についてはどうですか。

事務局：第2回の資料で資金残高のグラフがありますが、最初に資金が落ち込むのが平成31年から平成34年で初めにかなり落ち込みます。その後は緩やかに落ち込むという試算です。近々、大規模な改修が必要となっているからでございます。大規模改修以降はほぼ同等の資金を確保できると試算していることから今回は20年間までの試算としております。

議長：その説明の前には、現在の施設は既に耐用年数を過ぎており、長持ちをさせるにしても近年の間に大規模な投資が必要であり、20%の収益改善が必要であるということを前提としなければなりません。

委員：いろいろと試算をされていますが、全体を通して、事務局として推奨案があるのであれば教えてください。

事務局：(3)の議題におきまして、事務局としての推奨ではないですが、これまでの検討の流れに合致するものはご説明いたします。

- ・事務局より、資料説明(2)の説明が行われた。
- ・特に意見はなかった。

- ・事務局より、資料説明(3)の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

- 議 長：事務局としては、基本料金の割合を上げたいということが1つ、基本料金を下げると小口の方の負担が増えることになるので、基本水量を下げるならば7m³、8m³にしてはどうかということですね。
- 事 務 局：基本的にはそうですが、P29、P30にもありますように、10m³を使用される方で、基本水量7m³、8m³それぞれで56.4%、54.3%の料金増加率となるのでベストとは考えておりません。基本料金の比率を上げることと、基本水量を下げるという両立が難しいという結果です。
- 委 員：第3回資料ですが、大口使用者のなかで事業者やマンションが挙げられていますが、例えば今回資料P29で見ると、戸建ての方は5m³で610円の値上げ、マンションの方は10m³で966円の値上げという考え方になるのでしょうか。
- 事 務 局：マンションの使用水量は大きくなりますが、マンションの各戸のメーターはマンション側の所有で、橋本市が設置したメーターは1つのみです。そのため、1つのメーターで何十件も使用している状況です。
- 委 員：従量料金は各戸で、基本料金は各戸で分割するという考え方ですね。基本料金については、特に大規模なマンションだと有利になるということですね。
- 事 務 局：そうです。
- 委 員：他府県はどういう状況でしょうか。
- 事 務 局：口径別体系ですと、マンションのメーター口径は大きくなりますので、橋本市と比べると高くなるという傾向はあると思います。ただ、マンション用の料金というのはあまり聞かないです。逡増制等での対応をされている可能性もあります。
- 委 員：今議論しているのは住居用で考えていると思うのですが、例えば産業用の値上げは今後を考えるとよろしくないのではと考えます。
- 事 務 局：水需要は増やしたいので、多く使うほど料金が上がる仕組みは時代には合わないと考えています。
- 委 員：水道施設を維持するために値上げするのであれば、小口が値下がりして、大口が値上がりするのはいかがなものかと思います。基本料金は公平負担という視点に立てば、小口、大口であまり差がつかないようにするべきと考えます。1つのあるべき姿、ありたい姿として、基本水量0m³で基本料金での収益比率52%を目指す

としたら、今 41%ですから 2 段階で上げるとすると、41～46%当たりが狙いどころかと思います。そうすると、使用水量による値上げ幅の差が小さくなり、公平負担が目に見える形でいいかなと思いました。

議 長：ここで次回以降の協議となるかもしれませんが、理想像という言葉がでてきますが、少しこの表現が気になります。委員はありたいという形で言葉を使われましたが、ありたい形としては、基本水量は 0 m³ でもいいのではという意見もありますが、一方で、契約戸数に対してある程度基本水量を設定することで事業安定度が増すということもあるのではと思いますがいかがですか。

事 務 局：基本水量 0 m³ でも基本料金で 52%を回収するというのがあるいたい姿です。使用される側としては、使うたびに料金が上がるという形になりますが、今であれば 10 m³ 以内であれば、どれだけ使用してもよいという考えにもなっているかもしれません。

委 員：10 m³ 以内の方はたくさんいらっしゃるのでしょうか。

事 務 局：全利用者の 30%程度が 10 m³ 以内です。

議 長：利用者にとってはある程度基本水量があった方が、ある程度までは気にせずに利用できるメリットがある、事業者にとっても利用量の目途がたちメリットがあるため、基本水量はありという考え方でしょうか。基本水量を悪者扱いする必要がないのであれば、現在の 10 m³ を変えるのか変えないのか、変えるとしても 7 や 8 m³ という形になりますけどいかがでしょうか。

委 員：5 m³ がいいかなと思っています。10 m³ は大きいかなと思います。

委 員：今回はいろいろな試算を基に議論して、考え方を整理していつていますが、最終的には議会での決定が必要で、今回の審議会での答申として、折衷案として 8m³ でいいのではないのでしょうか。

議 長：今回の審議会は市長から諮問を受けて議論をしているわけで、今回の答申を受けて、市長が議会の皆様と決めていくという流れになります。この審議会ではどう考えていくかが重要で、きちんと今回の議論を言葉で説明できるかが重要になります。

委 員：前回も申し上げましたが、20%値上げはやむなしとは思いますが、一度に上げる 20%であり、段階的に上げるというのも手であり、前回考えていたのは 5 年毎に料金を見直すこととして、10%程度の値上げにとどめ、段階的に上げていくのも方法かと思います。特に、一部の利用者は値上げ率 50%超など説明がしにくいの

であれば、段階的な値上げも手段と考えています。そこはどうか。

議 長：施設の更新等で、ここ数年間でかなり投資が必要であり、ここ数年で20%の収益改善をしたいという状況で、5年毎に改定するにしても、20%の改定が必要ということでよろしかったでしょうか。

事 務 局：そうです。

委 員：5年後に再度料金改定ということになると、人口も減っていく中で、改定率が現在の20%より結果的に上がってしまうこともあると思いますので、1度に上げた方がよいように思います。また、基本水量は0 m³を目指すべきだと思います。

委 員：少しずつ上げるとまたかという気持ちにもなるので、1度で料金を上げて、老朽化対策等を進めてほしいと思います。

委 員：基本水量は最終的には廃止すべきと考えています。基本水量の考え方は公衆衛生が発達していない時期に水道利用を促すことが発端であり、現在は、公衆衛生は一定水準に達していることから時代背景も異なっています。そういうことから基本水量撤廃がベストと考えますが、その他の懸案事項も踏まえてどうすべきか考える必要があると思います。

委 員：P31とA3の一覧表ですが、P31の真ん中の左は8m³の料金体系②、右は7m³の料金体系②でしょうか。

事 務 局：そうです。一番左は現行料金体系です。一番右は0m³の料金体系②です。

議 長：A3の一覧表ですが、5m³を利用されている方の料金値上げが500円を超えるのか超えないのかというところもメッセージですね。また、各基本水量、各ケースでどれだけ基本料金比率となるかも表しています。

委 員：P31のグラフの高さについては実際の料金の高さを示しているのでしょうか。

事 務 局：そうです。

委 員：究極の理想的な料金体系というのは、水道は典型的な装置産業ですので、基本料金95%と言われていています。これを、負荷率等を用いて基本料金比率への配慮をしているので資料の52%となっています。

議 長：市長からの諮問に対して答えを出していかなければなりません
が、まず水道事業をどう考えていくかということを説明してい

なければなりません。また、その答えが水道事業についての将来の道筋すべてを示せるかという点と難しく、中間的な考え方を出すという立場で答えを出すということがよいと考えています。中間的といっても、先程の究極論として基本料金 95%といった、いろいろな方向性をわかった上での道筋を示すべきと考えています。

事務局：料金算定期間がありますので、その期間でどれだけ料金改定が必要であるという書き方になるかと考えています。

議長：とは言いつつも、その先、例えば 20 年後のことをどう考えているかを問われてもある程度、答えがないといけませんから、中間的な考え方は整理すべきではないでしょうか。

4. 閉会